

令和4年度

教育行政執行方針

令和4年第1回長万部町議会定例会の開会にあたり、長万部町教育委員会が所管する教育行政の執行方針について、近藤英隆教育長がその大綱を表明しました。



はじめに

いまだに収束が見えない新型コロナウイルス感染症ですが、学校では、感染症対策をしっかりと行いながら授業や行事を実施しております。

また、学級閉鎖や学校閉鎖に迅速に対応できるよう平常時から学校と教育委員会が連携を図り、継続した学びの場を保障できるよう進めてまいります。

社会教育事業におきましても地域の未来を創造する人づくり文化づくりを進めるため、感染症対策を実施したうえで、各種事業を進めてまいります。

学校教育について

「ICTを活用した教育活動の推進」

GIGAスクール構想に伴うICTを活用した授業や校外活動を進めております。今後は、さらに効果的な活用が進められるよう教職員のスキルアップを支援し、子どもたちに対し学ぶ環境の向上に努めてまいります。

「学校間連携による教育活動の充実」

小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流や教員の意見交換の機会を設け

るなど、幼保小連携を進めてまいります。

また、小中高連携については、「長万部町教育連携会議」などを活用し、共通で取り組むべき課題を整理・検討し、教育活動の更なる充実を図ってまいります。

「学校、家庭、地域社会の連携・協力の推進」

安全で安心な校内外生活を送ることができるよう、PTAや学校運営協議会と連携を図り、学校、家庭、地域社会が一体となり「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

「学力・体力向上への取組」

学力向上の取組として、全国学力・学習状況調査の実施と町独自の標準学力テストの実施により、児童生徒の学習に対する理解度についての把握に努めます。その上で、授業内容に工夫を加えるなど、学力向上に繋げるための授業改善を進めてまいります。

また、児童生徒の基礎学力の向上のため、家庭学習の定着化と読書活動の取組について、保護者への啓発も進めてまいります。

体力向上の取組では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施して、児童生徒の実態と課題を分析いたします。

その分析を基に学校における体育・健康に関する指導方法を工夫するなど、改善を進めてまいります。

「特別支援教育への取組」

「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」には、学校内の教職員同士が協力し、児童生徒を支援する体制づくりを進めてまいります。

また、教育支援委員会議などを通じて、幼稚園・保育所・保健福祉課との情報連携を図り、就学前からの情報収集に努め、就学指導を適切に実施してまいります。

「いじめ防止・不登校等児童生徒への取組」

いじめの問題については、学級活動や道徳の中で、児童生徒一人ひとりが「いじめは絶対に許されない行為」という強い意識を持たせるための取組を進めてまいります。

また、いじめの把握をするため、アンケートを実施し、いじめの早期発見に繋げ、問題解決に取り組んでまいります。

不登校等児童生徒については、学校適応指導専門員の配置と北海道教育委員会事業を活用したスクールカウンセラーの配置を行うなど体制を整備します。さらに、学校に対しては、定期的な家庭訪問

や保護者との連絡を取り合うなど、不登校の解消に向けた対応を進めるよう指導してまいります。

「学校における働き方改革の取組」

教職員が授業や授業準備などに集中し、健康でやりがいを持つていきいきと勤務できる環境づくりが、より質の高い教育に繋がると考えております。「学校における働き方改革」長万部町アクションプランに基づき、本来担うべき業務に専念できる環境の整備や「学校閉庁日」の設定など、教職員の負担軽減に係る取組に努めてまいります。

「学校施設の維持・管理」

児童生徒の安心、安全のために学校施設の維持・管理や安全性の点検・確認を随時実施し、適切な修繕などを行ってまいります。

「高等学校支援」

長万部高等学校の生徒確保に向け、制服購入費補助、通学費補助、奨学金制度を実施し、通学困難な生徒に対しては、スクールバスの運行を行うなどの支援を引き続き行い、魅力ある高校づくりのために協力してまいります。

【通学路の安全確保】

児童生徒の通学路の安全を確保するため、長万部町青少年健全育成推進協議会には、「合同点検」の実施をさせていただいております。

また、教育委員会といたしましても、町民や保護者などからの危険と思われる場所の情報提供に対して、安全確保に向けた可能な限り迅速かつ効果的な対応を推進してまいります。

さらに、不審者情報が寄せられた場合は、関係機関と連携を図り、児童生徒や保護者に対して注意喚起を行うなどの速やかな対応を行ってまいります。

【消費者教育の推進】

成人年齢の引き下げを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、消費者教育の充実を図ることが求められております。自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、学習指導要領に沿った教育課程の中で、適切に消費者教育を推進してまいります。

学校給食について

【安全・安心な給食の提供】

「安全・安心でおいしい給食」の提供については、献立

内容の工夫に努めるとともに、「学校給食施設の衛生管理基準」に基づく調理作業の実践と食材調達における産地・鮮度確認の厳格化に努めてまいります。

また、老朽化した施設及び機械設備の適切な修繕・更新などを実施し、調理環境の整備に努めてまいります。

【食育の推進】

小・中学校では、栄養教諭が中核となり、各学校ごとに策定された食育計画に基づき指導しております。今年度もその計画に基づいて、地元食材を取り入れながら、栄養バランスはもちろん、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図り、食に対する知識やマナーなどを身につけるための指導を進めてまいります。

また、食育の実現には、学校・家庭・地域の連携が不可欠であるため、給食だよりやホームページなどにより、保護者などへの広報・啓発活動を継続的に実施してまいります。

【給食材料の選定】

栄養バランスのとれた給食を提供するため、原材料価格の動向を見極め、食材などを工夫しながら、地元食材の使用にも努めてまいります。

【給食費の未納・滞納解消への取組】

給食費の未納と滞納が発生しないようにするため、未納者への通知や訪問、電話などによる督促のほか、児童手当からの特別徴収も実施してまいります。

また、今後も長万部町債権管理委員会と連携し、一層の滞納解消に努めてまいります。

社会教育について

【生涯学習推進の取組】

令和3年度からスタートした「第4次長万部町生涯学習推進計画」に基づき、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、社会教育活動の展開に努めてまいります。

各種団体・サークルなどへの支援を継続し、世代に応じた学習活動と体験活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した青少年の健全育成活動を推進してまいります。

成人式については、民法の改正により、成人年齢が18歳となりますが、本町としては引き続き、20歳の節目を祝う意味から「長万部町二十歳を祝う会」と名称を変更し実施してまいります。

【文化・図書館活動の取組】

町民の心豊かで潤いのある生活を推進するため、各文化サークルと連携し、文化活動に対する支援を行ってまいります。

また、文化ホールを活用した舞台芸術鑑賞や発表の機会を提供するため、長万部町文化協会と連携した取組を進めてまいります。

図書館活動として「第2期長万部町子どもの読書活動推進計画」に基づき、あやめ号の運行や読み聞かせ会の実施等、家庭・地域・学校等を通じた読書活動を推進してまいります。

また、町民の読書習慣の定着を図るため、親しみやすい図書館を目指した事業を実施し、図書館活動の充実を図ってまいります。

【文化財保護・保存・活用の取組】

貴重な文化財であります、国指定史跡や、道指定天然記念物のほか、静狩湿原の保護・保存活動を継続してまいります。

また、北海道新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財調査についても、北海道教育委員会と連携して対応してまいります。

【スポーツ活動振興の取組】

町民が健康で生きがいを持

って社会活動ができる環境づくりを目指してまいります。長万部町スポーツ協会をはじめ、スポーツ少年団、学校及び地域団体と連携し、生涯スポーツの普及・定着にも努めてまいります。

スポーツに親しむ機会として、「町民ふれあいオリンピック」や「冬のレクスポートの祭典」等を実施してまいります。

また、各種スポーツ団体・サークルなどの主催する各種大会や競技会を積極的に支援してまいります。

プールのより一層の活用を図るため、B & G財団と連携しながら、各種事業を実施してまいります。

【社会教育施設の維持・管理】

社会教育施設の維持・管理のため、随時、安全性の点検・確認を実施し、適切な修繕・更新などを実施してまいります。

以上、教育行政執行方針の概要について申し述べましたが、今後も各種教育施策の検証と改善を図りながら、教育関係者との連携を強化して、より信頼される教育行政の執行に努めてまいります。